

オランダ
判例速報
2025年
5/6月号

【労働法】

会社と人事マネージャーとの間の契約関係は労働契約ではなかったと判断された事例
(ロッテルダム地方裁判所2025年1月15日判決¹⁾)

一方で、2025年1月1日より、オランダ税務局は偽装自営業に対する規制を厳格に実施しています。個人を自営業者として起用し、当該個人が独立して行わない業務に当該個人に従事させている会社や組織は、事前の警告や指示なしに、直ちに更正義務、罰金および追徴課税に直面する可能性があります。他方で、オランダの最高裁判所判例によりますと、ある契約が労働契約とみなされるべきかどうかを判断できるようにするには、契約を逐語的に解釈するのではなく、当事者が合意した権利と義務を特定しなければなりません²。また、合意された権利と義務が労働契約の法的定義を満たしている場合、その契約は労働契約としてみなされるべきであり、このあてはめに際しては、当事者が契約を労働法の規則に合致させようとしていたかどうかは重要ではありません³。そして、ある契約が労働契約とみなされるべきかどうかは、個別の事例の全ての状況を総合的に考慮して判断されるとします⁴。

本判例は、上記の判断基準を具体的に裁判所がどのようにあてはめるのかを理解する上で参考になると考えられます。

2.1 2024年7月3日付で、[A氏]とSAA社との間で、[A氏]が人事マネージャーとして業務を遂行する契約が締結された。SAA社は2024年8月15日に契約を解約した。[A氏]はこの契約解約に同意していない。同氏は、次の2つの労働契約があったと考えている：

- 2024年7月3日から発効した一時的な労働契約。
- 2024年9月1日からの無期労働契約。

[A氏]は、SAA社が無期労働契約を履行することを望んでいるため、SAA社に、2024年8月15日付の解約通知を取り消し、[A氏]を復職させるよう命じ、2024年8月16日から、または少なくとも2024年9月1日から[A氏]を復職させ、[A氏]に給与を支払うようSAA社に命じることを請求する。

¹ Rb Rotterdam 15-01-2025, ECLI:NL:RBROT:2025:558

² HR 24 maart 2024, ECLI:NL:HR:2023:443.

³ Idem.

⁴ Idem.

- 2.2 SAA社は、[A氏]の主張を争う。同社によると2024年7月3日付で業務委託契約が締結され、同社はこれを正当に解約したと主張する。また、その業務委託契約は2024年9月1日をもって無期労働契約に引き継がれる可能性があったが、SAA社によると、それは相互に満足・合意できる場合のみであり、そうではなかったため、同社は業務委託契約も契約期間満了を待たずに中途解約したと主張する。さらに、仮に裁判所が労働契約が実際に存在していたと判断する場合、SAA社は、主位的に労働契約の解約事由の一つであるG事由（労使関係の破壊⁵）、予備的にE事由（責めに帰すべき作為または不作為の存在）、さらに予備的にI事由（複数の解約事由の組み合わせ）に基づき、労働契約の条件付き解約を請求する。
- 2.3 当裁判所は、2024年7月3日付で当事者間で締結された契約は業務委託契約であり、2024年9月1日時点で無期労働契約は締結されていないと判断する。以下にその理由を説明する。
- (...)
- 2.11 2023年3月24日判決（ECLI:NL:HR:2023:443 (*Deliveroo*））において、最高裁判所は、労働契約かそれとも業務委託契約かを分類する問題に関して、当事者が合意した権利および義務を決定するにはいわゆる *Haviltex* 判決の基準を使用しなければならないこと、また、合意された権利および義務が労働契約の法的定義を満たす場合、それを労働契約として見做さなければならないことを確認した。その判断にあたっては、当事者が当該合意を労働契約の法的定義にあてはめる意図を有していたか否かは重要ではない。さらに、最高裁判所は、合意を労働契約とみなすべきか否かの問題は、相互に関連するあらゆる事情に照らして判断されるべきであり、とりわけ以下の9つの観点が重要となり得ると考える。
- (a) 業務の内容および期間。
 - (b) 業務および就業時間の決定方法。
 - (c) 業務および業務を行う者が組織および業務運営に組み込まれていること。
 - (d) 業務を自分で遂行する義務（すなわち、他人に委ねるのではなく、自ら遂行する義務）の有無。
 - (e) 当事者間の契約上の取り決めがどのように確立されたか。
 - (f) 報酬がどのように決定され支払われるか。
 - (g) 報酬の額。
 - (h) 業務を行う者が業務を行うにあたり商業上のリスクを負うか否か。
 - (i) 業務を行う者が、例えば評判の獲得、買収、税務処理、およびその者が従事している、または従事していた顧客の数や、特定の顧客に対して通常従事する期間など、経済において事業者として行動しているか、または行動できるか。
- さらに、最高裁判所によると、契約が労働契約と見做されるべきか否かの問題に答える際に、ある契約条項に与えられる重みは、その条項が実際に業務を行う者にとってどの程度重要であるかにもよって異なる。
- 2.12 当裁判所は、当事者が手続き書類および口頭審理で提出した主張に基づき、労働契約の条件が満たされているか、または業務委託契約であるかを評価する。

業務の性質および期間

⁵ Art. 7:669 lid 3 onder g BW.

2.13 2024年7月3日以降の業務の性質は、当初意図されていた労働契約の下で [A氏] が行う業務の性質と変わりはない。しかし、期間は異なる。結局のところ、[A氏] は無期限で雇用される予定であった。[A氏] の要請により、同氏の休暇および同氏が妻に提供する家庭内介護のため、2024年7月3日より一時的な契約が締結され、途中解約の可能性が認められた。これらの状況は、労働契約と比較すると、業務委託契約のほうがより適切である。ただし、当事者は一時的な労働契約を締結することも可能であった。

業務内容および就業時間の決定方法

2.14 [A氏] が自らの労働時間を自由に決定できることは明らかである。2024年7月3日から2024年9月1日までの期間について、別の取り決めを提案した理由はまさにそこにある。そうすれば、2024年8月に4週間の休暇を取得しても休暇時間を提出する必要がなく、2024年7月には（変則的な時間で）妻に家庭内介護を提供することも可能となる。実際には、[A氏] も（2024年7月の）労働時間を決定した。また、[A氏] は、ロッテルダムの本社（人事部がある）、他のSAA社のオフィス、または自宅のうち、どこで業務を行うかを自ら決定した。これらの取り決めは、業務委託契約であることを示しており、労働契約ではない。

SAA社の組織および業務への組み込み

2.15 [A氏] が実施した業務は、SAA社の組織に組み込まれているとみなされる。2024年7月、[A氏] は、両当事者が締結を意図していた労働契約に則って実施するであろうのと同じ業務を実施した。他方、2024年7月および8月の両当事者間の関係にSAA社の労働条件、社内規定、年金規定、および欠勤規定が適用された（または適用されることが宣言された）という証明はなされていない。また、SAA社は自動車を提供していたが、それはBELHR（[A氏] と [A氏] の妻が共同経営する会社）がSAA社から借りたものであり、仮に労働契約であればこのような取り扱いにはならなかった。特に後者の状況は、労働契約よりも業務委託契約であることを示唆している。

(...)

報酬の額

2.19 業務委託契約に記載された [A氏] の報酬額は、[A氏] がSAA社から受け取るようになっていた給与にVATを加算した額に相当する。報酬額の提案は [A氏] がSAA社に行った。この給与との整合性から、報酬の水準が労働契約ではなく業務委託契約に基づいているように思われるが、[A氏] が自らこの金額を提案し、業務委託契約（第9条）に従って料金を変更できることを考えると、業務委託契約である可能性が高い。

[A氏] が商業リスクを負っているかどうかという問題

2.20 [A氏] は業務委託契約を締結することで商業的リスクを負っていた。結局のところ、彼は実際に働いた時間分しか報酬を受け取らない。さらに、BELHRは独自の事業者賠償責任保険に加入しており、これも [A氏] が自らの会社を通じて事業リスクを負担していたことを示している。これは業務委託契約であり、労働契約ではないことを示している。

[A氏]が経済社会において事業者として行動しているか、行動できるかという問題

- 2.21 当裁判所は、[A氏]は経済社会において事業者として行動しており、今後も行動できると判断する。[A氏]は妻と会社を設立しており、これはSAA社と接触する前からすでに存在していた。[A氏]は、これまでもフリーランスのインターリムとして、他の企業で、SAA社での業務と類似した業務を行ってきた。この状況もまた、[A氏]が労働契約ではなく業務委託契約に基づいて働いていたことを示している。

結論：2024年7月3日時点では労働契約は存在しない

- 2.22 以上のことから、最高裁判所が示した判断基準を十分に尊重したうえで、本件の当事者間の合意は、労働契約ではなく、業務委託契約と見做さなければならない。つまり、2024年7月3日から週20時間の無期労働契約があったと宣言するよう求める[A氏]の請求は棄却される。

* * *